

岐阜県給与支払明細書広告掲載仕様書

1 掲載広告の仕様、交付部数等

- (1) 広告の位置 給与支払明細書の表面枠外 1部 (別添図面レイアウト参照)
- (2) 枠の大きさ 縦24mm×横278mm
- (3) 色 メール配信分はカラー表示可能 紙配信分は白黒表示
- (4) 掲載期間 令和8年4月例月給与分から、6カ月を1単位として最大6単位まで掲載
1単位あたり例月給与6回及び期末・勤勉手当1回(計7回)を掲載
- (5) 交付日 例月給与支給日(毎月21日)及び期末・勤勉手当支給日(6月30日及び12月10日)
ただし、土日祝日等の閉庁日にあたる場合は直前の開庁日に交付
- (6) 交付数 1回あたり約32,000部(人)
1単位(6カ月)あたり約224,000部(32,000部×7回)
- (7) 交付方法 メール配信 約28,000人
(知事部局職員、教育委員会事務局職員、警察本部職員等)
紙配信 約4,000人
(県立学校職員、市町村(組合)立学校職員等)

2 広告原稿に関する仕様

- (1) 広告主の名称、住所、連絡先など、当該広告に関する責任の所在について表示すること。
- (2) 広告の本文とは別に、縦5mm×横10mm以上の大きさに「**広告**」と表示すること。(縦書きの場合は、縦10mm×横5mm以上の大きさで表示すること)
- (3) 電子ファイルはJPEG形式、GIF形式又はTXT形式で提出すること。なお、電子ファイルの容量は50キロバイト以下とすること。
- (4) 掲載文字の大きさは、原則一文字あたり縦横3mm以上とすること。

3 広告原稿の提出

広告契約者は、掲載しようとする広告原稿を、次のとおり総務事務センター給与支給係に提出すること。なお、原稿を修正する必要がある場合は、県の指示に従うこと。

- (1) 提出の方法
広告原稿の電子ファイルを電子メールで総務事務センター宛に送信
- (2) 提出期限
給与支払明細書が交付される月の前月20日(期末・勤勉手当に係る支払明細書にあつては、6月分は5月末、12月分は11月10日) ※契約後初回のみ別途指定

4 その他

広告の掲載は、契約書及び仕様書に定めるもののほか、岐阜県給与支払明細書広告掲載要綱及び広告取扱基準に基づいて行う。これらに定めのない事項等について疑義が生じた場合は、県と協議のうえ県の指示によること。

広告原稿の作成及び提供に要する経費並びに広告契約者による広告主の募集等に要する費用は、広告契約者の負担とする。